

第1回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成16年7月28日(水) 13:30~15:30

場 所 愛媛県議会議事堂 農林水産・建設委員会室

出席委員 (50音順・敬称略)

相原和江	愛媛県建設業協会女性部会部会長
今井誠一	公募委員
岡平知子	今治コミュニティ放送専務取締役局長
小山田敬子	えひめ生活センター友の会会長
甲斐朋香	松山大学法学部講師
加藤忠	愛媛県医師会事務局長
亀岡マリ子	愛媛県小中学校長会常任理事
佐伯三麻子	松山東雲女子大学教授
下田正	聖カタリナ大学教授(社会福祉学部長)
新開千富美	愛媛県商工会議所女性連合会理事
杉田由美子	愛媛労働局雇用均等室長
田中チカ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
谷茂男	愛媛新聞社報道局長兼編集委員室長
戸澤健次	愛媛大学法文学部教授
野田文子	内子フレッシュパークからり取締役
宮崎佐恵子	愛媛県漁業協同組合女性部連合会会長
山下敦子	公募委員
山田由美	愛媛県PTA連合会常任理事

1 開会

2 知事あいさつ（省略）

3 委員紹介（省略）

4 会長・副会長選出

司会

会長と副会長の選出を行いたいと思います。

施行規則第13条第2項に、会長及び副会長は委員の互選により定めると規定されております。

どなたかご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

小山田委員さん、お願いします。

小山田委員

今日初めて出席させて頂いたのですが、先ほどから皆さんの御紹介を伺っておりますと、初めての方が多くのように思います。前から参加して頂いております田中委員さんは会長さんを、下田委員さんは副会長さんをされていたとお聞きしております。できましたら引き続きお願いできればと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

司会 よろしいでしょうか。

〔拍手〕

司会 それでは、田中委員さん、会長職をお受け頂けますでしょうか。

田中委員 はい

司会 下田委員さん、副会長職をお受けして頂けますでしょうか。

下田委員 はい

司会 田中委員さんは会長席に、下田委員さんは副会長席にお移り願います。

〔田中委員会会長席、下田委員副会長席に着く〕

5 会長あいさつ

司会 では、田中会長さん、ごあいさつをお願いいたします。

田中会長

先ほど知事のごあいさつにもありましたように、日本も努力はしておりますが、32位になったり38位だったり、今度は44位だったりというように、やはり世界中で努力をしておられますので、なかなか日本の女性の登用率といえますが、活躍

というのが数字の上では挙がってこない状況になっております。先月発表されました内閣府の男女共同参画社会の将来像検討会では、順調に行けば2020年くらいには、自分らしい生き方が選択されて充実した生活を送ることができるなどという、非常に希望に満ちた報告書が出ております。男女共同参画社会基本法が出されたのが平成11年でしたが、その基本法を軸にしながら色々な法律が整備され、制度ができ、事業が展開されているわけですが、愛媛県におきましても、13年5月には男女共同参画計画を策定いたしまして、翌14年4月には推進条例が施行されております。13年の秋から冬にかけてかなり厳しいヒアリングをしたのを覚えておりますが、そういう整備のされ方がしております。

これも知事から御報告がございましたが、男女共同参画計画では、審議会等における女性委員の目標数値を、17年において33.3%としておりますが、既に今の時点で0.1%ですが、ほぼ達成したという数値が出ております。計画では目標年度である平成22年までに達成することを目標に、最終的には40%という数値を挙げております。先ほど、スウェーデン国会議員の女性が占める率が45%で低いという話が出ておりましたけれども、平成22年度で、愛媛県の場合は女性の登用率を40%に努力をしましょうという目標が出ております。これもこの参画会議でチェックをしながら進めていきたいと思っております。

それから、女性に対する暴力に関しましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法というものが13年度にできました。今年6月に改正案ができて、公布されたところでございます。今の法律の場合、被害者の保護ということに到達点が置かれておりますけれども、既に本県では被害を受けた女性に対する生活の自立を促すための支援事業も本年の4月から実施されているところでございます。

これからの2年間、皆様新しく委員として色々と御協力を頂くことがあると思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

今日はオリエンテーションも含めまして皆様に御報告するような内容の議題が初めにあると思っておりますけれども、また御審議をよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、下田副会長さんからごあいさつをお願いいたします。

下田副会長

引き続き、副会長の職責を果たすことになりました。前会では田中会長さんがずっとやられて、1回だけピンチヒッターで議事を担当させていただきました。

日本の経済というか大きなことを言いますが、今、女性の就業率が一貫して上昇してきていますし、今後のことを考えていきますと、日本の経済は女性の社会進出、雇用といったところに依存せざるを得ないと思います。女性が働きやすい環境を作り、そういった産業の方に出ていくことが日本経済を支えていくことになっていくのだらうと思います。

つい最近1.29ってというような言葉が出てきました。私なんかは1.57ぐらいからとどまっています。1989年は合計特殊出生率1.57ということでした。これから少子化が進むと言われておりましたが、そんな話じゃなく、もう既に1.30を切ってしまったという状況にあります。少子化対策でプランを作ったり、様々な支援をやってきましたけど実効性は上がっていない。今も少子化に歯止めをかけるというようなことを言われていますが、実際、色々な政策的なことでは難しいのではないかと思っています。むしろ、少子化、人口減少などに合った社会許容システムを作ることの方が重要な課題になってきているのかなと思っています。とりわけ急速な少子化、人口減少っていうのはやはり今の社会経済システムを壊すといえますか、維持できない状況になってきます。例えば、つい最近の年金改革でも1.30位を試算した年金改革です。それがもう既に1.30を割ってしまっているわけですから、あの年金改革も机上の空論になっていくのじゃないかと思っています。その人口減少の中で女性が働く場所をいかに確保していくかということと、特に医療、福祉、教育分野とかの産業をいかに発展させていくか、新産業として育てていくかということが重要だと思います。その分野の就労条件はやはり悪いですし給与も低い、そこをよくしていかなければと思っています。

もう一つはやはり非正規労働者が増えていますので、正規労働者との格差を解消して、同一労働賃金という原則をきちっと踏まえて、そういう格差が縮小するような努力をすること。つまり女性の社会進出が容易になるような雇用環境の改善こそが一番大事なことだと思います。同時にまだまだ男性に多いのでしょうけど、正規労働者に対し、短時間労働ということも考えて、家事や育児に参加しやすい環境を作っていくことも重要だと思います。次世代法が企業に対して行動計画を立てるように言っています。スウェーデンは福祉とか医療とかに重きを置き、生活の質を求めた国だからやはりこうなったんだろうと思っています。今後は、今までの男性中心の経済とは違った視点で国づくりなどにも取り組まなければならないのではと思っています。日頃そういうことを考えております。この後もよろしくをお願いします。

司会 どうもありがとうございました。

(配付資料の確認)

司会

次に、委員の皆様には事前にお送りしておりますけれども、本日の資料を確認させていただきます。

資料1は、愛媛県男女共同参画推進条例の概要です。

資料2は、愛媛県男女共同参画計画の概要です。内容は概要の裏面の数値指標

と進捗状況、それと計画の概要と冊子になっております。

資料3は、愛媛県男女共同参画推進委員制度の概要です。内容は概要の裏面の15年度の相談・申出等の対応状況と、推進委員のパンフレットとなっております。

資料4は、平成16年度の審議スケジュールです。

資料5は、平成16年度の男女共同参画関連施策についてです。

資料6は、世論調査・事業所調査についてです。内容は男女共同参画に関する世論調査と事業所アンケート調査(案)、前回調査時の調査表です。

資料については以上です。

それでは、この後の進行は田中会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

6 議事

(1) 男女共同参画行政について

田中会長

それでは、まず1の議題からまいりたいと思います。

男女共同参画行政につきまして、事務局からまず御説明を頂きまして、その後、皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思っております。

それでは、事務局の方、御説明をお願いいたします。

事務局

それでは1番目の議題、男女共同参画行政について御説明をさせていただきます。

まず本県の男女共同参画推進条例の概要について御説明いたします。

この条例は、平成13年度にこの参画会議で委員の皆様にご内容を御検討頂くとともに、各地方局での公聴会の実施等を通じて県民の皆様からの御意見を頂き、条例案を取りまとめて、議会の議決を経て14年4月に施行されたものでございます。この条例では、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念や基本的施策、推進体制等について定めております。その概要につきましてお手元のパンフレット「男女共同参画推進条例のあらまし」により御説明をさせていただきます。

まず、条例の枠組みを御説明いたします。

基本理念として、国の男女共同参画社会基本法にあります「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」、この5項目と、それに本県独自の項目として加えたのが、「経済活動の分野における男女の協働」、「教育における自立の精神と男女平等意識の涵養」、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の3項目で、全部で8項目となっております。

次に、男女共同参画を推進する主体である県、県民、そして、事業者の責務を第6条に規定しておりますので、御説明させていただきます。県、県民、事業者の三者がそれぞれの責務を果たしながら男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいくことを求めています。

次に、第9条から第16条で規定しております県の基本的な施策を御説明させていただきます。この中では、本県の地域特性を考慮して、第11条に農林水産業等の分野における環境の整備を項目として設けております。

次に、第17条から第23条で規定しております推進体制について御説明させていただきます。第19条では県と市町村の協働について、県と市町村がそれぞれの立場を尊重し協力、連携を図りながら推進していくことを掲げております。また第21条では、県民が男女共同参画に関して意見の申出が可能であるということを明記しております。

また、第24条、第25条では苦情等の処理について規定しております。施策への苦情の処理や人権救済を支援するための第三者機関としまして、男女共同参画推進委員会を設置するとともに、結果を必要に応じて公表するという制度を設けております。これにつきましては、また後ほど説明させていただきます。

第26条では、この今回の男女共同参画会議の設置について定めております。

以上が本県の男女共同参画推進条例の概要でございます。

続きまして、愛媛県男女共同参画計画の概要について御説明いたします。

国の法律「男女共同参画社会基本法」では、国が基本計画を定めまして、都道府県は国の計画を勘案して県の計画を定めるように規定されております。先ほど御説明いたしました条例でも、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を計画に定めるように規定されております。

本県の男女共同参画基本計画は、リーフレットや冊子の表紙にございますように「パートナーシップえひめ21」と呼んでおります。この計画につきましても、この男女共同参画会議で御協議頂き、平成13年の5月に策定いたしました。期間は平成13年度から22年度までの10年間としております。

それでは、概要について簡単に御説明させていただきます。

まず計画の体系を御説明させていただきます。

男女共同参画社会の実現を目標に、5つの主要課題を柱として、重点目標を整理、文章化しております。

まず、「主要課題1 女性の人権の尊重」では、重点目標に女性に対する暴力の根絶を掲げますとともに、メディアにおける女性の人権の尊重、そして、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利について、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進を掲げております。

「主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革」では、重点目標に男

女共同参画の視点に立った意識改革と実践、そして男女共同参画の視点に立った教育の推進を掲げております。

「主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大」では、重点目標に計画的に女性の登用を進めていくなどのポジティブ・アクションの導入による女性の参画拡大や、女性の能力開発、人材育成といったエンパワーメントの支援、国際交流と国際協力の促進を掲げております。

「主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」では、重点目標に男女が共に参画する家庭・地域づくり、安心して子どもを育てられる環境整備、高齢者や障害者が共に輝いて暮らせる条件整備を掲げております。

「主要課題5 労働の場における男女平等の確保」では、重点目標に男女均等な雇用環境の整備、多様な働き方への条件整備、農林水産業における男女共同参画の促進を掲げております。

以上が施策の大綱でございます。この計画では数値指標を主要課題毎に設けておりますので、その状況について御説明いたします。

男女共同参画計画では、計画の実効性をもたせるために、主要課題に沿ってできるだけ数値指標を設けており、その数値指標と進捗状況について表にまとめております。この表では、計画策定前の12年度数値と、目標年度の22年度の目標数値、中間年となります17年度の目標数値を掲げております。なお、実績欄で網掛けをしておりますのは、中間年の17年度の目標数値を既に達成しているものでございます。

まず基本健康診査の受診率は、15年度実績は9月頃に取りまとめる予定ですが、14年度の実績によりますと、わずかではありますが上昇しております。

次に、男女混合名簿の導入率は、15年度実績では小学校では53.8%、高校では59.6%と既に17年度の目標数値を達成しておりますが、中学校では18.2%とまだ低い状況にございます。

なお、最新数値である16年5月末の数字によりますと、小学校は57.1%、中学校が21.1%、高等学校が74.5%とそれぞれ上昇しております。

次に、保育・介護体験を実施している県立高校の割合は、15年度に既に100%となっております。

審議会等における女性委員の割合は、15年度末32.2%となっておりますが、今年7月1日現在の直近数値では33.22%という結果になっておりまして、17年度の目標数値でございます33.3%を今年度中に達成できるのではないかと考えております。その次の女性委員のいない審議会数の割合は着実に減少しております。

人材リスト収録者数は、15年度登録者数が301人でありまして、17年度目標の500人を大幅に下回っております。これは男女参画課の所管でございますけれども、リストの作成は2年に1回でありまして、次回の作成は17年度となりますので、

今年度から人材確保に向けて積極的に取り組む必要があると考えております。

年間総実労働時間数は、14年度とほぼ同様の時間数になっております。

続きまして、安心して子どもを育てられる環境整備では、延長保育の実施箇所数とファミリー・サポート・センターの設置箇所数で、既に17年度の目標数値を達成しております。なお、これらの項目につきましては、この数値目標を設定した後に一部の項目につきましては、「えひめ子どもプラン」等により数値の見直しを行っております。

続きまして、高齢者、介護関連の項目では、ホームヘルパーの実数とショートステイ専用整備ベッド数につきましては、12年度の介護保険の導入以後把握が困難になっておりますので、今後は設置数ではなく、それぞれサービスの利用量に目標を見直す方向で検討したいと思っております。老人保健施設定員の実績数値は、ショートステイベッド数を含めました施設全体の定員数を掲げております。目標数値、実績数値のとらえ方に若干変更がございますけれども、それぞれ各項目で着実に伸びてきているのではないかと考えております。

それから、その下の農林水産業関連ですが、農業委員に占める女性委員の割合は、わずかではありますが増加しております。また、家族経営協定締結農家数では429戸と、17年度の目標数値を既に達成しております。それ以下農協の役員につきましては3人の女性が登用されておりますけれども、その他の組合役員につきましては、残念ながらまだゼロの状況でございますので、引き続き農林水産部を通じて働きかけをしていきたいと考えております。

一番下の男女共同参画計画策定市町村の状況では、15年度に松前町で策定されております。今後市町村の合併の状況を見据えながら、より積極的な働きかけをしてまいりたいと考えております。

進捗状況等について以上でございます。

続きまして、愛媛県男女共同参画推進委員制度及び15年度の男女共同参画推進委員に対する相談・申出の状況について御説明させていただきます。推進委員制度ですが、この制度は、男女共同参画推進条例の規定に基づきまして、平成14年10月1日に設置されたものでございまして、男女共同参画に関する苦情の申出を行政から独立した第三者機関として、推進委員の方に公正、中立な立場で処理して頂くものでございます。

推進委員は3人でございまして、弁護士2人と学識経験者1人に委嘱をしております。

申出につきましては、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び推進に影響を及ぼすと認められる施策に苦情がある場合と、私人間の事案で、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合があります。

これらに対しまして、推進委員が調査を行ったうえ、勧告、意見表明、助言等を行うこととしております。申出者でございますけれども、申出は県民等となっております、個人、団体、法人のいずれでも行うことができます。申出先は男女共同参画推進委員となっており、事務局は山越町の県女性総合センターに設置しております。詳しくは愛媛県男女共同参画推進委員のパンフレットを御参照ください。

次に、平成15年度の相談申出等の状況でございます。件数は、制度に関する申出が、女性から1件、男性から2件ございました。それから、個別の事案に関する相談が女性から相談が2件ございました。推進委員への申出は女性から7件ございました。

相談の状況は2件ございまして、内訳は県の施策に関するものが1件、人権侵害の事案に関するものが1件となっております。

申出への対応状況につきましては、15年度中の申出件数は7件ございました。県の施策に関する申出が5件、人権侵害の事案が2件ございました。県の施策に関する申出5件のうち2件は16年度へ継続審議となっておりますけれども、いずれの事案も16年5月末時点で終了いたしまして、申出者あてに通知をしたところでございます。個々の事案につきましては事前にお送りしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、今年度16年度は現在のところ申出等がございません。推進委員だよりの発行ですとか、ホームページへの登載など制度のPRに努めているところでございますけれども、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場で制度の御紹介などよろしく申し上げます。以上でございます。

田中会長

はい、ありがとうございました。

男女共同参画条例のあらまし、男女共同参画計画の進捗状況、そして男女共同参画推進委員制度について御説明頂いたのですが、御質問がございますでしょうか。

今井委員

数値指標及びその進捗状況についてです。数値的に達成度とか評価がよくわかります。平成17年度目標の%表示というのは、100に対する50の現在の進捗度と大体わかりますが、例えば老人保健施設定員数で、平成17年度目標が4,454人で、平成15年現在達成しているということですが、実はこの老人保健施設の入所希望に関して、実際は2年、3年向こうまで待たないと入れないということを知ったことがあります。この数値そのものの目標というのは何か制約とか、意味合いがあるのでしょうか。これだと100%達成されているということにはなるのですが、現実はまだそういう問題も抱えているというお話も聞いております。そのあたりの考え方を教えて頂きたいと思えます。

事務局

老人保健施設定員数が15年度4,826人でございますが、実はこの目標自体は私どもが直接設定するのではなくて、それぞれ所管課で設定いたします。この部分で言いますと、愛媛県高齢者保健福祉計画（愛媛県介護保険事業支援計画）でこの目標数値を設定しております。それぞれ設定されている目標につきまして、男女共同参画に関係あるということで、男女共同参画に関する計画として取りまとめしております。そういう御意見があったということはお伝えいたしますが、こちらで目標数値の云々はちょっと難しいところでございます。

今井委員 参考的な意味合いといいますと・・・。

事務局

参考といいますか、男女共同参画事業自体、県でそれぞれ行っております事業のうち、男女共同参画に関する部分を集めているとお考え頂ければわかりやすいと思います。

田中会長

しかし、達成はしているけれども、聞くところによると待機者は3年先まで待たなきゃいけない現実もあるようなことですね。地域差もあると思います。ですから、そういう状況はここからお伝え頂くということはできますので、所管課の方に伝えて頂くということではいかがでしょうか。

では、ほかにございますでしょうか。

直接に関わっておられる各分野、その切り口から見ると色んな数字が見えてくると思います。

佐伯委員

男女混合名簿の導入ということで、中学校の数値が低いことについて、間接的なことかもしれないのですが、背景の説明をお願いいたします。

事務局

確かに小学校、高校では既に進んでいるのですが、中学校でなかなか進まないということにつきまして照会したのですが、中学生というのは性の違いに非常に敏感な面があるので、学校側でなかなか取り組みが進まないのではないだろうかということでした。ただ、小学校でこれだけ進んでおりますので、もう少しすれば小学校から中学校に進んでくるのではなかろうかと聞いております。

田中会長

男女の差を比較することが中学校では多いらしいのです。コンピューターがこれだけ発達した中で、やればすぐできることなのだと思うのですが、どうもその辺が大人の意識なのでしょうね。なかなかということです。それでも、20%を超したということですから、少しずつは進んでいると理解しておりますが、御指摘のように、小学校、高校と比べたら低いということですから教育委員会を通して

声をかけて頂くことになろうかと思っております。

杉田委員

達成状況とかではなくて、もう少し基本的なところのお尋ねです。このポジティブ・アクション導入のところの人材リスト収録者数ですけれども、具体的に人材リストはどんなものを教えて頂きたいと思います。そういったものを作っていらっしゃる都道府県は多いと思いますが、こういった形で集められて、どんなものを作っているのかということが少しわからないものですから。

事務局

女性人材リストというのはこういった冊子にしております。こちらに登録して頂ける方というのは、各団体、市町村等からの御推薦に基づきまして、御本人の了解をとって登録しております。これにつきましては、県の審議会の委員さんも含めて、市町村、分野毎に収録しておりますので、女性の方を活用したいという場合には、このリストを活用して頂きたいと考えております。配付先は県庁内と市町村です。中には、余り外には出してほしくないという方もございまして、今のところ県と市町村にとどめております。

杉田委員

リストの性格はわかりました。要するに委員とかそういった方たちの候補ですね。その目標設定された数字は、どういうところからはじき出されていて、分野毎に大体基本的にどのくらいの人がいらっしゃるみたいな根拠はどうなっているのでしょうか。

例えば研究者にしる、どのくらいの数があるかなどがあると思います。中には名前を出したくない方ももちろんいらっしゃるので、その設定は難しいとは思いますが、どのようなことをもとにこの辺の目標を立てられているのかということをご説明ください。

事務局

細かい資料を今持ち合わせていないのですが、12年度の時点で243人位の実績がございます。これをできるだけ拡充していこうということで500人という数字を設定したのだと思います。実際に15年度に各団体等から推薦された方の合計は400人ほどございました。ただ、御本人に御了解を頂く過程で、登録は控えてほしいという方がございまして、結果的に100人ほどが登録について御協力頂けなかったという事情がございます。

杉田委員

ある程度の団体を決めて、団体を対象にそこからの推薦という方法をとっているんですね。

田中会長

今は、プライバシーに関してかなり敏感にならざるを得ない状況がございます。

今事務局の御説明がありましたように、推薦はして頂いても、登録に御同意頂けなかったということです。この点につきましては、また杉田委員さんに御報告するとか、あるいは次回御報告をさせて頂ければと思っております。

では、次の議題に移らしていただいてもよろしいですか。

本年度の審議スケジュールにつきまして、事務局から御説明を頂きましょう。

(2) 本年度の審議スケジュールについて

事務局

平成16年度の審議スケジュールについて御説明いたします。

この参画会議はこれまで毎年3回開催しておりますので、今年度も今回を合わせて3回開催することとしております。第2回目は11月頃を予定しております、第2回目の会議では、この後御検討頂きます予定の、16年度の愛媛県の男女共同参画に関連する施策の内容について関する関係課ヒアリングを行いまして、これを中心に実施したいと考えております。

それから、第3回目は3月頃を予定しております。16年度の施策の実施状況や、世論調査・事業所調査の結果を中心に実施したいと考えております。また、17年度の審議スケジュール等についても議題とさせて頂きたいと考えております。なお、先ほどから申し上げておりますように、この男女共同参画計画の計画期間が13年度から22年度までの10年間となっております、来年度17年度はちょうど中間年に当たります。そこで世論調査とか事業所調査の結果も踏まえまして、数値指標の見直等についても検討したいと考えております。

田中会長

本年度のスケジュールについて、審議会の開催、時期、内容等の御説明がございましたけれども、これについて御了解頂きますようお願いいたします。

そうしましたら、そのことと関連いたしまして、今出てまいりました事業のヒアリング、そして、世論調査・事業所調査につきまして、続いて御審議いただきたいと思っております。事務局から御説明をお願いします。

(3) 本年度の事業等について

事務局

平成16年度の男女共同参画関連施策について御説明させていただきます。

まず関連施策の概要についてです。

男女共同参画の主要課題につきましては、「女性の人権の尊重」から「労働の場における男女平等の確保」まで5つの主要課題がございます、これに沿って各部・課で事業に取り組んでいるところでございます。この事業を取りま

とめておりますのが、平成16年度県の男女共同参画関連施策一覧になります。

これは、施策の大綱に定めております5つの主要課題毎に県の事業を整理したものです。ただ、これは量が多いので、16年度県の男女共同参画関連施策を抜粋し御説明させていただきます。

約30事業を抜粋しております。主なものを少し説明いたしますと、「女性の人権の尊重」関連で、「DV防止対策推進事業費」はDV被害者をサポートするボランティアの養成を行うとともに、DV防止対策連絡会等の開催とか相談員の研修等を行う事業でございます。

「男女共同参画の視点に立った意識の改革」関連では、愛媛県男女共同参画推進条例施行費というのがございます。この事業は条例を適正に運営するため苦情処理機関の運営とか、年次報告書の作成、それから、本日の男女共同参画会議の運営等を行う事業でございます。

「意思決定の場への女性の参画拡大」関連では、先ほどから出ております審議会等の委員の公募制の実施とか、女性の人材リストの活用により女性の登用を促進する事業でございます。

「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」関連では、職場生活と家庭生活両立支援事業費を初め、子育て、介護、それから労働者が仕事と家庭を両立させて安心して働くことができる環境の整備、労働者の福祉向上に関する支援事業でございます。

「労働の場における男女平等の確保」関連では、パートタイム就業対策事業費など農林水産業における男女共同参画推進に関する事業です。

次に、関係課の事業ヒアリングについて御説明いたします。

このヒアリングの目的は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況につきまして調査して頂き、それをもとに県の施策に対する助言等を行って頂くものがございます。

進め方といたしましては、本日お示しいたしました資料の中から、男女共同参画に関する事業を、ヒアリング等の時間からしますと4事業程度選んで頂き、それで第2回会議の中で担当課に出席を求め、事業の概要について説明をしてもらうことを考えております。その上で皆様には質問や改善への助言、提言などをお願いしたいと思います。

なお、ヒアリングにおきましては、男女共同参画の視点について、事業の企画、立案、実施の際に男性と女性両方の意見を聞いているのか、両方が参加しているのか、男女ともに利用や参加をしやすいような配慮ができているのか、事業の方向性は男女共同参画に配慮しているのか、事業広報を行う際に男女共同参画の視点を取り入れて行っているのか、事業の効果が男性、女性ともに及んでいるのかどうか、などの視点からヒアリングを行って頂ければと考えております。

田中会長

今の御説明のようにかなり事業がございます。実はこれは昨年度の反省もございます。昨年度は多くの事業の中から選んだのですが、ヒアリングの中で、担当課の方も男女共同参画というのを意識されていなかったのではないかとどのような御説明もありました。また、これはどこが関連しているのというのもありました。それで、こちらである程度整理したものをお願いした方がいいのではないかとということになりました。いかがでしょうか。特に皆様の御専門、御出身分野から、是非これは取り組みをお聞きしたいという事業がございましたらば、挙げて頂きたいと思います。皆様いかがでしょうか。こういうヒアリングを行ってチェックするのは、この参画会議の大きな仕事の1つになっておりますので、是非皆様から挙げて頂ければと思います。

佐伯委員

これも単純な疑問ですけれども、施策の目標領域が5に対し、4事業というのは何となくその辺の齟齬があるように感じますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

申し訳ございません。時間の関係で、大小様々な事業が色々ある中で4つぐらいが適当かと思ったのです。もちろん5つになっても時間調整は可能ですので、4事業にこだわらず選んでいただければと思います。

佐伯委員

はい。各目標の中でこれというような推薦方式も可能ですか。

田中会長

4という数は大体会議が2時間ということで出している数字です。ですから、もし5つということで、その5事業が互いに重い事業であった場合、2時間を少し超えるという御了解を委員の皆様から得た上で選ぶことが必要ですね。

戸澤委員

第2回目に予定されているこの関係課事業のヒアリングですが、これはどこの予算を使うのですか。例えば、「労働の場における男女平等の確保」の中の「雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進」という施策の中に、こういうヒアリングをするという施策が含まれているのかと聞いていたのですが、そうじゃないのですか。

事務局

「労働の場における男女平等の確保」という主要課題では、「パートタイム就業対策事業費」等が該当いたします。ですから、たくさんある中で、これを30事業程度の抜粋版に取り上げたということがございます。

戸澤委員

実際にはヒアリングする場合には、ほかの幅広い企業における男女共同参画の

実態についてお聞きするわけですね。

事務局

これは県で行っております男女共同参画の事業ですから、その事業の中からヒアリングをして頂きたいと考えております。

田中会長

この抜粋版の作成に関しては、ある意味で事務局からの提案なのですね。

事務局

そうです。たくさん事業がありますので、抜粋版を作成した方がわかりやすいのかなということで、まとめたものでございます。ですから、抜粋版に入っていないものから選んでも結構です。

戸澤委員

では、私の意見を申し上げます。男女共同参画という基本理念には全然異論なく、そういうことを推進するということで本日も参加させて頂いているのですが、その中で学校、様々な公的な行政関係の委員会委員、議員、町内会やPTAみたいな地域の役員、企業における男女の地位や役割的なもの、家庭における男女の役割など、具体的にはその男女関係といいますが、DVにあらわれるような男尊女卑の気風というものをどうするのかといったことに関して全般的に考えてみた時に、県の行政でどこまで行うことができるのかということをお考えながら、御説明をお聞きしておりました。その中でポジティブ・アクションといった形で対応できるものとして、公的な行政関係の委員会委員や立法における議員数、あるいは地域における役員数とかは手が打てますので、今後も推し進めていけばいいし、会議でも推進すべくやっていくことができると思うんです。その中で、例えば家庭内におけるDVを無くそうということが施策としてどこまでできるのかという事なのです。県で予算をつけて、それで家庭内の何かプライベートな人間関係、夫婦関係というものをコントロールできるのかということをお考えた時に、どんなものがあり得るのかなと思っていたのです。それと企業における男女の地位の問題ですが、課長以上に女性が何人ほど登用されているかということをお県で調べることは可能だし、男女差別しないで登用するようにという啓蒙も可能かと思えます。しかし、強制的に、課長が10人いれば、3人は女性でなければならないなど企業に言えるのかどうかということです。あるいは同じ仕事をしていたら男女は同じ給与でなければならないと強要できるのかどうか、ということです。それは多分施策ではなくて、理念としては訴えることはできると思いますが、施策では無理ではなからうかと思えます。それに対して、県が予算をつけるということになると、県として私的な活動というものをどう見ているのかということまで問題になってしまうのではとも思えます。今後、企業と家庭のことについて、この会議、あるいは県行政の中でも、こういった取り組み方があるのかということをお頭

の中で考えていたのです。

第2回目の関係課のヒアリングというのは、まさしく企業に関するもので、ヒアリングといっても恐らく調査ということでしょうから、許されるものであれば私も是非行って頂きたいとは思いますが、例えばそこで女性が全然登用されていなかったという現実に対して、県として、あるいはこの男女共同参画会議として指導して、登用しなさいと言うことができるのでしょうか。そういう点で少し私には疑問が残るのです。

田中会長

ありがとうございました。

御専門の立場から御意見頂いたのだと思いますが、今度のヒアリングの対象は、県庁内で取り組んでいる事業についてのヒアリングですので、対象が企業ではありません。県庁内で取り組んでおります事業が、男女共同参画を推進するような方向で十分な努力をしているかということについて、この会議でヒアリングを行っていかうとするものです。でも、今、御指摘のあった一般企業や私的な生活の場である家庭に対して、どれだけ強制力を持つかというのは微妙な問題であって、これから課題になっていくと思います。

戸澤委員 趣旨を誤解しておりました。

田中会長 それで何か聞きたいという事業はございますか。

佐伯委員

どれも大切なのですが、特に育ちの中で緊急に対応するのが必要だということと、女性の社会参加に対する環境を促進していくということで、「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」の中から、ファミリー・サポート・センター運営とか、延長保育促進、そして職場生活と家庭生活の両立支援に関して、どれかお聞きできればと思います。

田中会長

このうちでどれかしたいなという感じですか。中でも順番をつけるとすればいかがでしょう

佐伯委員

不勉強ですので明確には言えないのですが、まずは公的なものからと考えましたら延長保育促進事業費でしょうか。あと公的なものでも対応できない、様々な人に広く関係するものという視点から考えますと、やはりファミリー・サポート・センター運営費助成になると思います。

田中会長

子育て、保育イコール女性の問題というとらえ方になったら怖いなという点もあるのですが、男女共同参画という視点から御報告頂くということですね。

ほかにございますでしょうか。子育て・保育という分野から2、3つ御推薦が

ございました。

山下委員

「男女共同参画の視点に立った意識の改革」から男女共同参画広報啓発事業を選んでみたいと思います。多分これは昨年度も選択肢に上がったかと思いますが、一番基本的なものとして継続してみたいと思っています。昨年度、私も啓発広報誌「Feeling of EHIME」の協議・検討に参加させて頂きました。愛媛県で生活しております平均的な女性として考えてみますと、周りを取り巻くものから色々なことが耳に入ってきますが、男女共同参画ということがどこまで徹底しているかということに関して、常に不安、不満がずっとございます。言葉に語弊があればお許し頂きたいと思います。

田中会長

そうですね。例えば6月18日の県民会議の場で、これを知っていますかと尋ねれば、4分の3、8割の人が知っているをつけてくださるのですが、それはあくまでそこに集まった人達がそうなのであって、一般的にどうなのかしらと思います。ただ、今御指摘頂いたのは広報誌関係ですが、それでよろしいですね。

去年はDVとか、エンパワーメントカレッジの問題とかも出ました。労働の場における男女平等の確保に関してはどうでしょうか。

下田副会長

先ほどお二人の委員の方から子育て、保育と啓発の推薦があったのですが、愛媛県の特別の課題として、農林水産業関係の男女共同参画ということがひとつ挙げられると思います。やはり農業が今どう変わっているのかあまりわかっていない。例えば農協の役員さんに関しても、私にはそれが合理的なのか非合理的のかわかりませんが、旧来のパターンでやっておられる。この辺は今までになかったかなということで、個人的に興味を持っております。しかし、私は会を進める役で、最終的には各委員の皆さんから出たものを優先して頂きたいと考えておりますので、あくまで個人的な意見として申し上げます。

田中会長

いかがですか。確かに農林漁業の分野が一番遅れている分野ではありますね。

杉田委員

私の立場からいいますと、労働関係ということになりますが、ただ男女共同参画を考える時に、やはり一番根本的な部分といえますと啓発関係かなと思います。その関係で、私が少し興味を持ちましたのは、男女共同参画社会づくり子ども啓発事業費です。私もこちらに参りましてまだ間もないのですが、どのような内容を14年度からされているのか少しわからないのです。学校の中ではそんなに差別を感じないのかもしれませんが、やはり子どもの時から色々な事例を出して、どこかおかしいのではないかという議論の機会を持たせるということは、非常に大

事なのではと思います。この問題は、やはり労働とも関係してくると思います。大人になって働く場や職業意識といった話もこの事業の中でも行うことも出来ま
すし、労働の中で男女の平等や両立といった問題意識を持たせるような工夫も
できると考えております。

田中会長

数としては4つを超えました。また分野としては、「男女共同参画の視点
に立った意識の改革」と「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」
に集中した感じがいたしますが、いかがですか。

甲斐委員

男女共同参画社会の実現ということで、私はやはり大前提として、男性の人権
も女性の人権も同様に尊重されるべきであると思います。その女性の人権の保障
という意味で、私は「女性の人権の尊重」からDVに関する施策もヒアリン
グを行っていくべきではないかと思います。

私は、今大学で教鞭をとっていますが、学生達も就職シーズンを迎えていて、
現実問題としてやはり男女差別があるようです。そういったことも考えますと、
職場での男女平等にセクハラ防止なんかも含めた男女平等対策についてお聞きで
きればよいなと思います。具体的には、DV防止対策推進事業とDV防止相談
支援体制強化事業でしょうか。

あと職場というのがどれに該当するのがちょっと見当たらないのです。あるい
は、事業所アンケート調査を8月から実施するというのであれば、アンケート
の中で、働く女性や男性の実態を把握するというやり方もあるのかなと思ってお
ります。

田中会長

アンケートはアンケートで、ヒアリングはヒアリングで考えて頂ければと思
います。

戸澤委員

今の御意見に関しては、「平成16年度 県の男女共同参画関連施策一覧」の「
労働の場における男女平等等の確保」における「雇用の分野における男女均等な
機会や待遇の確保の推進」が該当するのではないかと思います。

私も大学が職場ですが、男女の雇用均等ということについては企業側にも逃げ
道があって、均等な機会を与えている、それを破るようなことはしていないとい
うのですが、雇用は均等でないのです。おそらく看護婦でなく看護師として募集
しているとか、企業でも男女から若干名という形で募集しているというような報
告があるかと思います。

田中会長

でも選ぶのはこっちよという感じなのですね。

戸澤委員

結果としては別だということもあるかと思
います。

田中会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

甲斐委員

でも具体的に事業名として挙がっているのは、DV被害者自立支援事業ですが。

事務局

少し御説明させて頂きたいのですが、よろしいでしょうか。

実は雇用の分野における男女の均等の機会に関する施策は、どちらかといえば国の方で取り組んでいる分野でして、県が直接的に行っている分野は非常に少ないのが現状でございます。例えばセクハラにつきましても、県庁内でもセクハラ対策は行っておりますし、民間企業におけるセクハラは雇用機会均等法の面から取り組んでいくことが多くなっております。ですからこの資料の整理の仕方は十分でなかったなと反省しております。

田中会長

はい、そういうことですね。

ほかにございますか。数の上では選択できましたが、分野からではまだ挙がっていないところもありますね。先ほど副会長から農漁村とかの関係が愛媛県独特のものであってということなのですが、どう思われますか。

小山田委員

「労働の場における男女平等の確保」において、農村女性活動支援事業はどうでしょうか。今、地産地消ということで、地域では皆さんが一生懸命に手づくりのものや、安全で安心な食物作りに御苦労されています。地産地消を推進する中で、女性のパワーが出てきていると思います。女性の農業委員さんがどの程度地域で増えていて、インターネットとかの勉強、男性の家事参加とか色々な面で女性が農業経営に携わっておられると思います。継続できるような活動はどのようにしてできているのかなど、色々とお伺いしてみたいなと思います。

事務局

別の分野でも聞きたいという御要望を事前に頂いておりましたら、それについての説明を求めることも可能だと思います。

田中会長

以上で、大体挙がりました。

「女性の人権の尊重」から「DV防止対策推進事業費」「DV防止相談支援体制強化事業費」、「男女共同参画の視点に立った意識の改革」から「男女共同参画広報啓発事業費」「男女共同参画社会づくり子ども啓発事業費」、「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」から「職場生活と家庭生活両立支援事業」「ファミリー・サポート・センター運営費助成事業費」「延長保育促進事業費」、「労働の場における男女平等の確保」から「農村女性活動支援事業費」ですね。

この中から絞っていただけますでしょうか。

事務局

事務局ですが、今話題に挙がっております事業は、所管が同じものもございますので時間の調整は可能かと思われま

田中会長

そうしましたら、御報告頂く課の方で調整して頂くこととして、今挙げて頂きました8事業を御報告頂くということで、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、最後になりましたが、世論調査、事業所調査について事務局の方からお願いいたします。

事務局

では、世論調査と事業所調査について御説明いたします。

まず、世論調査でございますけれども、これは前回、12年度に実施しております。目的は、男女共同参画の視点から県民の日常生活における性別役割分担意識と実態を把握しまして、今後の男女共同参画の施策実施に当たっての基礎データとするものでございます。調査対象は前回と同様に、県内に在住する満20歳以上の男女1,200人を考えております。調査項目の主な構成につきましては、男女共同参画の認知度、法律、制度など施策等についての認知度、それから男女の地位、女性に対する暴力をなくすための方策などについてです。

男女共同参画に関する世論調査の質問事項の構成に関し前回調査との変更案を御説明いたします。

世論調査の項目は、前回も調査を行っておりますので基本的には前回調査との比較を考えております関係から、できるだけ前回と同様の調査項目を考えております。ただ、前回実施しました12年度以降に新たに男女共同参画推進条例の制定、男女共同参画計画の策定、DV防止法の制定等がございましたので、そういった関連で若干の項目変更を考えております。

次に事業所調査についてです。事業所調査は、前は14年度に実施しております。目的は、事業所における男女共同参画の状況を調査して、その状況を把握するとともに、調査を通じて男女共同参画に大きなウエイトを占める事業所の意識を高めようとするものでございます。調査対象でございますが、前回と同様に常用雇用者5人以上の県内民間事業所及び各事業所当たり男女1人ずつの従業員を対象とする予定でございます。事業所数は前回と同様2,000事業所、従業員は1事業所2人ですので4,000人を予定しております。調査項目の主な構成は、事業所調査では男女共同参画に関する周知状況や取り組み状況について、従業員調査では家庭における家事・育児・介護等の役割分担や仕事と家庭の両立等に関することを考えております。なお、調査の基準日は世論調査、事業所調査いずれも16年10

月1日を予定しております。来年17年の2月下旬には調査結果を取りまとめ、第3回の参画会議において調査結果について御報告することを予定しております。

事業所調査につきましても、基本的に前回14年度の調査項目と同様の項目を予定しておりますけれども、少子化対策が次世代育成支援推進法に変更されたことなどから、一部前回と字句等の修正をしたいと思います。また、「男女共同参画に関する取り組み状況について」において、問7から問10までの育児・介護休業関連、問11の家族看護休暇制度、問12の再雇用制度、問13の在宅勤務制度、問14の地域限定社員制度に関しましては、経済労働部でもよく似た事業所調査を行う予定がございますので、現在調整を行っております。なお、資料として前回実施しました世論調査、事業所調査の調査票も添付しておりますので、御参考にしてください。

田中会長

ありがとうございました。

前もってお目通し頂いたと思いますが、お気づきになった点とか、要素の追加がありましたら御提言ください。基本的には前回調査と比較をいたしますので、加えるのはともかく、あまり変えるということはないかと思います。いかがでございましょうか。事務局の方からの提案でございますが、一部他の課と協議をしているという部分も含めております。

基本的に、前回の調査と同様の類似項目で実施するという点に関して、御異論ございませんでしょうか。

はい、ではこの点について、もし御意見があった場合には、8月中旬を目処に御提言頂くということをお願いします。

今日のところはそういった大筋で同意頂いたということによろしいですか。

今日は、御審議頂くことが色々ございまして、また初めてでお疲れだったことと思いますが、審議議題について検討を行うことができたと思います。

ありがとうございました。

7 閉会